

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)について

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、適用期限が延長されています。

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、取得の翌年度分に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規登録する、三輪及び四輪以上の軽自動車についてもグリーン化特例(軽課)が適用されますが、適用対象は電気自動車等に限定されます。

| 【軽乗用車】 | 内 容 | 【軽貨物車】 | 内 容 |
|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 電気自動車等 | おおむね75%軽減 | 電気自動車等 | おおむね75%軽減 |
| 令和2年度燃費基準 +30%達成車 | おおむね50%軽減 | H27年度燃費基準 +35%達成車 | おおむね50%軽減 |
| 令和2年度燃費基準 +10%達成車 | おおむね25%軽減 | H27年度燃費基準 +15%達成車 | おおむね25%軽減 |

※ 電気自動車等：電気自動車及び天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合車またはH21年排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値NO_x10%以上低減車に限る。）

※ ガソリン車（ハイブリッド車を含む）は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

【軽課を適用した場合の標準税率(例)】

| 車種区分 | 標準税率 | 軽 課 | | |
|-------------|---------|--------|--------|--------|
| | | 25%軽減 | 50%軽減 | 75%軽減 |
| 四輪以上の自家用乗用車 | 10,800円 | 8,100円 | 5,400円 | 2,700円 |